

支給対象品目の具体例

(保護者等からの申請により支給される経費)

支給対象は、児童生徒が令和7年度内に学校生活及び寄宿舎生活において使用するため、保護者等がその費用を負担して購入したものです。よって**家庭でも使用するもの・令和7年4月以前に購入したものは支給対象外となります。**(例外として、新入学等の準備のため4月以前にあらかじめ購入したもの(例 制服)でも支給対象となる場合があります。)

支給申請には、内訳明細のついたレシートが必要ですので、購入時に忘れずに受け取ってください。

なお、以下に記載した一覧は各経費の支給対象品目の一例です。一覧にあっても、経費として認められない場合もありますので、支給対象品目の判断に迷うような場合は、事務室の担当者へご相談ください。

1 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

【支給対象者】小学部、中学部及び高等部1年生(ただし、4月入学時に本校に在籍している者)

(生活保護世帯で、生活扶助の「入学準備金」を受給した場合は支給対象となりません)

【対象となるもの】

新たに入学する児童生徒が新入学にあたって購入した学用品・通学用品

※「新入学にあたって購入したもの」という趣旨から、**新入学時期(1学期中を目安)**に購入したものに限ります。

※「スキー用具」は学用品・通学用品購入費で申請してください。

(授業で使用する時期等の関係で「新入学に伴う学用品等」とは認められないため)

【対象とならないもの】

新入学時期以外に購入した学用品・通学用品

日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

●支給対象品目の具体例は「2 学用品・通学用品購入費」に記載の表と同じです。

2 学用品・通学用品購入費

【支給対象者】全児童生徒(授業への出席がない場合は支給対象外)

【対象となるもの】

教育課程上通常必要とする学用品

通学のために通常必要とする通学用品

【対象とならないもの】

日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

分類	品名	備 考		
支 給 対 象	学用品・副読本等	えんぴつ、消しゴム、ペン、ノート、下敷き、筆箱、クレヨン、色鉛筆、のり、テープ、はさみ、カッター、絵の具セット、ワークブック、練習帳、学習帳、副読本、辞典、道具箱等	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	
	体育用品	ジャージ(トレーナー・スウェット・カットソー・スパッツ等は体育用と日常用の区別ができないため対象外)、水泳用具(水着、水泳帽、タオル、バック等)、スキー用具(スキー式、帽子、手袋等)、運動靴、紅白帽	水泳用具はプール学習用、スキー用具はスキー学習用のみ対象(体育等の学習で使用するもののみ対象)	
	作業学習用	作業着、オーバーオール、作業用長靴、作業用軍手、エプロン、スモック、実習・作業学習に必要な材料等	中学部・高等部 作業学習用及び調理実習用	
	靴	通学用夏靴、冬靴、長靴等	学校に予備として置いておくものは対象外	
	雨具	傘、レインコート、かっぱ		
	小物類	帽子、手袋、マフラー		
	上着類	ジャンパー、コート		
	支 給 対 象 外	靴	通学用かばん、リュック、ランドセル	※「新入学用品購入費」にて支給。破損等により買い換え等が必要となった場合のみ「学用品購入費」として支給可
そ の 他		制服	学校から指示のあったもののみ対象	
		IT関連品(パソコンソフト等)		
		上靴		
		名札、ネーム用シール		
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象	
		給食用エプロン、スモック、三角巾、ナフキン等		
		リュック・水筒(遠足・校外学習用)		
	歯磨き用具一式(歯ブラシ、コップ等)	学校での歯磨き指導用のみ対象		
手洗い指導用タオル、おしぼり、ハンカチ	学校での指導上必要な場合のみ対象			
支 給 対 象 外	衣類(服、上着、ズボン等)、下着類(靴下やスパッツ、おむつ等も含む)	学校に予備として置いておくものやスクールバス乗車中に使用するものも対象外		
	見学旅行・宿泊研修用バッグ、財布等			
	行事(学芸会等)の衣装代	入学式・卒業式等で着用するフォーマルウェア(制服を除く)も対象外		
	メガネ、コンタクトレンズ、補聴器、防音イヤーマフ等	授業用や学習用として購入するものも対象外		
	車いす、補装具			
日本スポーツ振興センター掛金				

3

日用品等購入費

【支給対象者】 寄宿舎入舎生全員(在舎の実績がない月は支給対象外)

※「寄宿舎体験事業」による入舎の費用は、支給対象外。

【対象となるもの】

寄宿舎居住に伴い購入した通常必要な日用品等

【対象とならないもの】

寄宿舎に居住しなくても日常生活に必要であり家庭でも通学でも使用しているもの

	分類	品名	備 考
支 給 対 象	洗面用具	バスタオル、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、歯磨き用コップ、ボディソープ、洗顔フォーム、シャンプー、リンス、洗面器	
	通信用品	はがき、切手、封筒・便せん	
	衣料補修用品	針、糸、補修用布、ボタン・ファスナー、ネームラベル	
	下着類	パンツ、おむつ、シャツ(Tシャツ)、ブラジャー、靴下、タイツ、ストッキング	下着として使用するもののみ対象
		パジャマ	※カットソー・トレーナー・スウェット・ジャージ等は対象外
	厚生修養費	新聞、児童書、絵本等	寄宿舎在舎中のみ対象
	保健衛生費	ハンカチ、ティッシュペーパー、入浴用品、生理用品、洗濯用品(洗剤類、ネット、物干し等)	
理髪代		寄宿舎在舎中のみ対象(帰省中は支給対象外)	
生活必需品 その他	寄宿舎用上履き、エプロン、コップ、衣装ケース		
	食器・スプーン等(特殊なもの)	寄宿舎の食器等で対応できない場合のみ対象	
	尿漏れパット(シート)	日常的に必要な場合のみ対象	
支 給 対 象 外	衣類(ジャージ、トレーナー、スウェット等衣類)	下着類以外は全て対象外	
	化粧品、化粧水、整髪料		
	眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、防音イヤーマフ等		
	時計		
	着替え用衣服		
	漫画		
	クリーニング代(布団、衣類等)		
	学用品(ノート、筆記用具、ファイル等)		
	パソコン		
	食品(おやつ、非常食等)		
医薬品類			

4

寝具購入費

【支給対象者】 寄宿舎に入舎するため新たに寝具を購入する児童生徒

※今年度から寄宿舎に入舎した児童生徒または前回の支給から3年経過した児童生徒

【対象となるもの】

寄宿舎居住に伴い通常就寝に必要であるため購入した道具

	分類	品名	備 考
支給対象	寝具	敷布団、掛布団、布団カバー、毛布、タオルケット、枕、枕カバー、シーツ、マット、尿漏れパット(シート)	※すべて寄宿舎で使用する物のみ対象